

平成 29 年 7 月 4 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会について  
(2) 閉会中の所管事務調査について  
(3) 議員派遣について  
(4) その他
  
- 2 調査の経過 7 月 4 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
平成 29 年第 2 回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり 7 月 11 日とし、会期は 7 月 31 日までの 21 日間とした。  
審議予定の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」及び「平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとした。  
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
議員派遣については、これを了承した。  
その他で、特別委員会の設置について、議会運営委員会で発議案を作成することとし、委員会を 7 月 25 日午前 10 時から開催することとした。

## 議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) 議員派遣について

(4) その他

2 日 時 平成 29 年 7 月 4 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、関矢孝夫、本田 篤、大屋角政  
(森島守人議長)

5 欠席委員 佐藤 肇

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長、渡辺財政課長

7 書 記 磯部議会事務局次長、中川主任

8 経 過

開 会 (10 : 00)

関矢委員長 佐藤肇委員から欠席の届け出がありましたので報告します。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

### (1) 平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第 1、平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 招集期日について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 招集期日につきましては、平成 29 年 7 月 11 日をお願いしたいと思います。

関矢委員長 ただいま説明のあった招集期日について、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、説明のとおり 7 月 11 日と決しました。次に、(2) 付議事件について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 市長提出案件につきましては、資料にお示しのとおり 1 から 13 までの 13 件であります。内容についてはそれぞれ総務課長と財政課長から説明していただきますが、1 番の一般会計補正予算(第 2 号)につきましては、この豪雨による被害状況は若干予想されますので、そこを含んで見積もりをしたいと思っておりますが、あくまでも事業費確定し

ていない中での予算となりますので、その後の取り扱いについてもこれから財政課長から説明しますが、その辺を含んでご審議をいただきたいと思います。また、提出事件の中の報告案件を6点ほどお願いしたいと思います。一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の経営状況についてから6番の株式会社ゆのたに荘の経営状況について、以上6件についての報告をさせていただきたいと思います。それから裏面になりますが、追加予定として同じく第3セクターの経営状況報告で4件の追加を予定させていただきたいと思います。詳細については財政課長から説明していただきます。

渡辺財政課長　それでは、付議事件一覧表に従い2件の補正予算案件から、ご説明を申し上げます。まず、付議事件番号1番、平成29年度魚沼市一般会計補正予算（第2号）についてです。主な補正内容につきましては、当初予算及び補正予算（第1号）で計上しきれなかった、あるいは新たに対応しなければならなくなった案件、具体的には人口減少対策をはじめ、国県補助事業の新規採択や市有施設の修繕、工事に係る予算の追加、今冬の異常少雪に伴う緊急対策等の実績見込みに係る予算の整理のほか、水の郷工業団地の第2期造成地への企業進出に伴う他会計貸付金元金の返済に係る予算の追加と財源の全体調整などについて、予算の補正をお願いするものです。今ほど市長から申し上げた今回の雨に係るものにつきましては、応急災害復旧を中心として、どれだけ復旧に近づけるかということで、まだ被災箇所の抑えきれない状況の中で、かなり精度が低い中でざっくりとした予算計上をせざるを得ないと思います。そのあとの整理につきましては、また機会がある補正予算や、場合によっては市長の専決処分ということでお願い申し上げたいということでございます。次に、付議事件番号2番、平成29年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてです。これにつきましては、今ほどの一般会計補正予算（第2号）でもふれました、水の郷工業団地への企業進出に伴う土地売却と他会計借入元金の返済関係に加え、現在進めている第2期造成地に係る道路工事の県補助事業の採択のほか、排水路工事費の追加などについて、予算の補正をお願いするものです。

森山総務課長　続きまして、事件番号3番、魚沼市守門健康センター条例の一部改正については、守門健康センター内に設置している保健センターの利用に関する業務等も指定管理者による管理ができるようにするため、所要の改正を行うものであります。4番、魚沼市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、新潟県の重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。5番、魚沼市有住宅条例の一部改正については、市有月岡住宅の一部及び市有上ノ原住宅を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。6番、魚沼市公園及び広場条例の一部改正については、北部ふれあい広場の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

渡辺財政課長　続きまして、付議事件番号7番、財産（高規格救急自動車）の取得についてから10番、財産（除雪ドーザ）の取得についてまでの4件についてです。これにつきましては、仮契約を締結した高規格救急自動車1台、ロータリ除雪車2台及び除雪ドーザ1台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものでございます。

森山総務課長　続きまして、事件番号11番、市道路線の変更につきましては、JR東日本が上越線の向山徳次郎踏切を廃止することに伴う成田線の起点等の変更について、道路法

第 10 条第 3 項に基づき、議会の議決を求めるものであります。12 番、市道路線の廃止につきましては、市役所新庁舎建設に伴う北部公園線の廃止について、道路法第 10 条第 3 項に基づき、議会の議決を求めるものであります。13 番、人権擁護委員候補者の推薦については、任期満了となる委員を再任推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

渡辺財政課長　　続きまして報告案件についてです。報告事件番号 1 番から 6 番につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、魚沼市が資本金等の 50% 以上を出資しております法人及び同じ 50% 以上の債務を負担している法人等の経営状況を報告するものであり、1 番の一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の経営状況についてから、6 番の株式会社ゆのたに荘の経営状況についてまでの 6 件について、報告するものでございます。次に、追加予定であります、今ほどの他に、5 件の報告対象法人がございます。各法人の平成 28 年度決算を審議する総会等の日程の関係上から、追加分の 1 番の株式会社神湯温泉倶楽部の経営状況についてから、4 番の株式会社ほりのうちの経営状況についてまでの 4 件については、今定例会の最終日の報告とさせていただきます。また、残りの 1 件の長岡地域土地開発公社につきましては、9 月定例会での報告を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

関矢委員長　　ただいま説明のあった市長提出事件について、質疑を行います。質疑はありますか。(なし) なければこれで質疑を終わります。ただいま説明のあった、市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議ないものと認めます。よって、市長提出事件については、受けることに決定しました。次に議長受付事件について、説明を求めます。

磯部議会事務局次長　　(別紙「平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」により説明)

関矢委員長　　ただいまの議長受付事件について、質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま説明のあった議長受付事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議長受付事件については、受けることに決定しました。次に、(3) 付議事件の取り扱いについて審査願います。ア、イについて議会事務局次長に説明を求めます。

磯部議会事務局次長　　(別紙「平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取り扱いにより説明)

関矢委員長　　ただいま説明のありました付議事件の取り扱いについて質疑はありますか。

渡辺委員　　市長の報告なんですが、通常は、質疑受付をしないのが通常だったでしょうか。

このそれぞれの事業所の報告についてはどのようになりますか。

関矢委員長　　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (10 : 16)

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開 (10 : 18)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開します。市長受付事件の報告については、本会議での質疑はとりませんが、所管事務調査の中で調査をされることは可能だということで決定させていただきます。ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。ただいまの議会事務局次長の説明のとおりでよろしいでしょうか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定いたしました。次に、ウ、急施事件の取り扱いについて、議会事務局次長に説明を求めます。

磯部議会事務局次長 ウの急施事件の取り扱いについてですが、急施事件として、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することとしたいものがあります。

関矢委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについて、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することによろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。(4) 会期及び会議予定について、審査願います。議会事務局次長に説明させます。

磯部議会事務局次長 (別紙「平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)」により説明)

関矢委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

本田委員 予備日の一般質問を 3 日とする、ざっくりとした基準はありますか。

磯部議会事務局次長 当初の数を見てなんですが、今まで 1 日 8 件やると厳しかったので、例えば 18 件あると、3 で割って 6・6・6 と、局長のほうはそう考えて予備日を設けたと考えます。

本田委員 16 以上という感じでしょうか。ありがとうございます。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。会期については、7 月 11 日から 7 月 31 日までの 21 日間とし、会議予定は、平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりとすることにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、会期は、7 月 11 日から 7 月 31 日までの 21 日間とし、会議予定は、別紙平成 29 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりとすることに決定しました。次に(5) 一般質問について議会事務局次長に説明させます。

磯部議会事務局次長 (別紙「平成 29 年第 2 回定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

関矢委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。一般質問については、別紙平成 29 年第 2 回定例会一般質問の取扱いについて(案)のとおり実施することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。なお、一般質問の通告期限は事務局長名で通知のあったとおり、本日 7 月 4 日正午となっております。今回については、ご了承いただきたいと思います。

## (2) 閉会中の所管事務調査について

関矢委員長 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長あてに申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

## (3) 議員派遣について

関矢委員長 日程第3、議員派遣についてを議題とします。お手元の配布資料のとおり、7月25日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員連絡協議会評議員会への参加、8月10日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員連絡協議会総会への参加、8月22日の中越地区市議会合同議員研修会への参加の3件については、議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、3件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

## (4) その他

関矢委員長 日程第4、その他についてを議題とします。特別委員会の設置については、会派代表者会議を経て、全員協議会で確認を求め、議会運営委員会で発議することとなりますので、今定例会中に再度開会することとなる予定です。ついては、日程について事務局次長より説明を求めます。

磯部議会事務局次長 7月11日、本会議終了後に会派代表者会議で素案を提示していただきます。7月14日、本会議終了後に会派代表者会議で確認をします。7月18日、本会議終了後に全員協議会で確認をいたします。7月25日、議運で発議案の作成をします。

関矢委員長 ただいまの説明のとおり、今回は、7月25日、火曜日、午前10時に議会運営委員会を開会することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。そのほか執行部から報告事項等はありませんか。

森山総務課長 1件お願いでございます。各庁舎や事務室への入室についてです。市役所の各庁舎の事務室入り口において、入室の際は職員にお声かけください、という内容の看板が立ててあります。市民と同じく議員各位におかれましても、この看板を尊重していただき、職員にまず声をかけて入室いただいております。また、いろいろ質問等がある際は、事前に電話等で連絡をいただき、私どもが在室しているときに来ていただいているところです。議員各位への対応は、課長、室長の管理職が基本的にさせていただきます。今回、第5期の初めに当たり、新人議員等もいらっしゃいますことから、この部分について、再度議員間で確認をしていただけないかということで、この議会運営委員会でお諮りをいただきたく、お願いする次第でございます。

関矢委員長 ただいま森山総務課長から説明がございましたが、このことについて質疑等はありませんか。

本田委員 全協などで扱うということですか。

関矢委員長 議会運営委員会である程度方向づけをした中で、全協で諮っていただければと思っています。

渡辺委員 そうしますと、まずは課長に電話等で連絡を取って、課長から各担当者のほう、誰が受けるかというようなことをしていきたいということになるのでしょうか。

森山総務課長 各課、それぞれの担当に聞きたいことがあるというような部分がありましたら、まずは私ども課長で構いませんので、こういうことを聞きたいという連絡をいただければ、あらかじめ調べて、お答えができるようにしておいて、こちらに来られるのがいつか、予定をさせていただければ大変ありがたいということでもあります。その際も、できれば課長、室長で、対応させていただきたいということで考えております。足りない部分については担当を呼んで、お答えをさせていただくことがあるかと思えます。急な際には、電話ということが難しい部分あるかと思えますが、その際は来て窓口でお声かけいただいで、課長、室長がおれば、その場で対応させていただきたいと思えます

本田委員 議員の調査権にかかってくると思えますけれど、我々には執行部に対して直接の調査権というのはないと思えますので、その辺もう一回、事務局のほうでも持ち帰ってもらって、本来であれば議会事務局を通して課長と調整してもらって、その中で調査するという形が本来の姿だと思いますので、新人議員も私も含めて、どういう調査の仕方がいいかというのを、マニュアルじゃないですけど、こういうやり方だというのを教えていただければと思います。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:32)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:37)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開します。ただいま総務課長から説明がありましたように、議員の事務室への入室については、必ずカウンターで用のある方を呼んで、その方から中に入ってもいいという許可があれば中に入るといふ、市民と同じことをやるということで、議会運営委員会では決定させていただきたいと思えます。また、このことについては、全協の中で全議員にお諮りいただければと思えますが、議長よろしいでしょうか。(はい) そのように決定をさせていただきます。ほかに執行部からはありませんか。(なし) 委員の皆さんからご意見等はありませんか。

渡辺委員 確認ですけれど、議案の配布が金曜日になっています。金曜日なので午前中早い時間ということですが、今回はどのようになっていますか。

磯部議会事務局次長 7月7日は午前中に用意ができるように今準備を進めていますが、実際に何時頃に取りに来たいかありますか。

渡辺委員 時間をはっきりとしていただければ、それ以降どうするということが決められますので、時間を言っていたらありがたいと思えます。次の議案の配布も予定では28

日、金曜日の議案配布になっておりますので、そのあたりも、できれば最終日が 31 日ということであれば、土日が挟まりますので、できれば 9 時とかというような形で調整していただければありがたいという気がします。

磯部議会事務局次長　　7月7日の議案配布に関しましては、期間的に短いので 10 時をめどに進めています。28 日につきましては、25 日のこの委員会時にお示しします。

関矢委員長　　委員の皆さん方からほかにありませんか。(なし) なければ、その他を終わらせていただきます。次回の委員会は 7 月 25 日午前 10 時に開催いたします。本日の会議録については委員長に一任をお願いします。以上で本日の議会運営委員会を閉会とします。

閉　　会 (10 : 40)